

意見書

平成22年8月20日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにこう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ
KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう おのてら ただし
代表取締役社長 小野寺 正

連絡先 TEL : 

FAX : 

メールアドレス 

「電気通信事業分野における競争状況の評価2009（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

領域	項	意見
—	—	<p>【意見】 総論</p> <p>我が国の電気通信市場は、自由化されてから25年が経過した現在においても、これまでの競争評価の結果が示すとおり、NTTグループがほぼ全ての市場において強大な市場支配力を保持し続けています。</p> <p>これは、NTTグループによる電電公社時代のボトルネック設備や顧客基盤の継承に加え、持株会社体制でのグループドミナンス行使の影響であり、現行の規制だけでは公正な競争が確保されていないことを示しているものと考えます。「『光の道』構想実現に向けて—基本的方向性—」の中で、グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースでのヒアリングにおいて、「制度創設後数年から10年以上経った現時点においても、未だに線路敷設の諸条件、接続情報の取扱い、接続料水準、子会社を通じたグループ経営等様々な問題が存在している」と事業者から指摘があったことを踏まえ、「一層の公正競争確保の必要性が認められる」との見解が示されていることから、この事実は明らかです。</p> <p>公正競争を確保するための手段としては、現行のボトルネック設備の有無による規制に加えて、上記の基本的方向性において言及されているような市場支配力に着目した新たなルールが必要であると考えます。現行の競争評価において、市場が公正な競争状況にあるか否かを的確に把握し、透明性が高い手法で客観的に市場を分析することを前提に市場支配力を認定することは有効であり、市場支配力に着目し、その程度に応じた新たなルールを導入するにあたって、こうした分析が必要不可欠であり、制度設計の根幹をなす要素の一つと考えます。</p> <p>上述のような見直しの間にも、現行のルールにおいて、競争セーフガード制度と競争評価を機能的に連携させ、市場実態を踏まえた競争状況を評価し、競争状況に応じたルール策定につなげることが必要と考えます。</p>
評価結果の概要と今後の展望	1 1	<p>【総務省案】</p> <p>4. 競争評価2010以降の評価について</p> <p>【意見】</p> <p><市場支配力に着目したルールの必要性について></p> <p>「電気通信事業分野における競争状況の評価2009（案）」では、複数市場においてNTTグループの市場支配力の存在が認められて</p>

いるにもかかわらず、既存のルールによる措置が講じられていることから市場支配力が行使されていないという結果になっています。しかし、市場の実態を見ると、NTT西日本の事例（「NTT西日本が把握している他事業者のDSL利用情報・他事業者へ移行した番号ポータビリティ情報等のNTT西日本の販売代理店への不適切な提供（2009年11月18日NTT西日本報道発表）」）のように、業務改善命令の発出に至る事態が発生しており、これは、市場支配力が現に行使され、既存のルールが十分に機能していないことの証左であると考えます。このような状況を踏まえれば、現行のボトルネック設備の有無による規制にとどまらず、市場支配力に着目し、その程度に応じて規制を課すことが必要であると考えます。

こうした市場支配力に着目したドミナント規制については、『光の道』構想実現に向けて「基本的方向性」において、速やかに導入の検討を開始することが適当とされており、また、特に欧州においては、設備シェアを規制の発動の前提とはせずに設備シェアを含めた総合的な企業の市場支配力（SMP：significant market power）を認定する規制枠組みを既に運用しています。以上より、シェアのみならず、歴史や顧客基盤、ブランド力等の判断要素を含めたトータルな事業能力をしっかりと捉え、総合的な市場支配力に着目したルールの導入が必要であると考えます。

<新しいサービスやビジネスモデルにおける市場画定の考え方について>

これまで、定点的評価において、固定電話領域、移動体通信領域、インターネット接続領域、法人向けネットワークサービス領域の4つの領域について分析・評価をしてきていますが、市場環境の変化に伴い、新たに、通信領域と上位レイヤーを組み合わせたサービスの提供や、端末とプラットフォームを組み合わせたビジネスモデル等が登場してきています。

こうした新しいサービスやビジネスモデルについての競争評価を行うに当たっては、市場を大括りに画定するのではなく、各レイヤーの市場動向や、技術革新の動向、レイヤー間の連携等を的確に把握する必要があると考えます。「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」にも示されているとおり、サービス市場の画定に当たっては、最小単位のサービスを起点として、サービス間の需要の代替性やスイッチングコスト等を分析し、その周辺のサービスが同一とみなせるなら一つの市場として括り合わせるという綿密なアプローチが取られています。各レイヤーによって市場構造の特徴が異なることから、レイヤー毎の特性を見極めるためにも、最小単位のサービスから分析を始める必要があると考えます。

また、競争評価が射程としている通信領域は、上位レイヤーや端末レイヤーとは異なり、ネットワーク外部性や不可欠設備等が存在し、独占的な市場になりやすいという特徴があります。こうした特徴を持つ通信領域において、NTTグループは引き続き複数の市場で支配力を有している状況にあり、更に、同領域だけに留まらず、上位レイヤー等へのレバレッジによって市場支配力を強化していることが考えられるため、NTTグループの市場支配力が上位レイヤーや端末レイヤーに与える影響や、上位レイヤーや端末レイヤーと通信領域との関係

		<p>性等をこれまで以上に綿密に分析すべきと考えます。</p> <p>加えて、強大な端末レイヤーのプレーヤーによるスマートフォン等の高機能端末とプラットフォームとを組み合わせた垂直統合的なビジネスモデルにおいて、特定の通信事業者と結びついてサービスが提供される場合には、通信市場における競争を歪める恐れがあることから、このようなビジネスモデルが通信領域の競争に与える影響について分析していただきたいと考えます。</p>
固定電話領域	35	<p>【総務省案】</p> <p>NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための措置が講じられているが、NTT西日本は、10年2月、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたという事例も発生しており、現行の競争ルールの遵守の状況に関しては、更なる注視が必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>競争評価において、市場支配力は「事業者がその意思によってある程度自由に価格、品質、数量、商品選択の多様性その他各般の条件を左右する力」とされています。NTT東・西は公社時代から継承した不可欠設備や顧客基盤を保有し、依然として高いシェアを維持しており、「電気通信事業分野における競争状況の評価2009（案）」の通り、市場支配力を単独で行使し得る地位にあると言えます。このような市場環境の中、NTT西日本による他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の目的外利用は、まさにNTT西日本自らが市場支配力を行使した結果であり、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制や行為規制等といった措置が講じられているにも拘らず、このような事態が発生することは、現行のルールが十分に機能していない証左と考えます。</p> <p>「電気通信事業分野における競争状況の評価2009実施細目（案）」での当社意見のとおり、市場支配力を行使し得る状況か否かを検証する競争評価と規制やルールが遵守されているか否かの実態を検証する競争セーフガード制度の検証結果を各々単独で評価するのではなく、競争セーフガード制度と競争評価を機能的に連携させ、市場実態を踏まえた競争状況を評価し、競争状況に応じたルール策定につなげることが必要と考えます。</p>
	38	<p>【総務省案】</p> <p>他の領域とのセット提供の動向について今後も注視すべきである。特に、NTT東西の固定電話市場における市場支配力の隣接市場へのレバレッジに関しては、固定電話市場全体においてはNTT東西のシェアは減少傾向にあるが、FTTHの普及とFTTHにおけるNTT東西のシェアの高まりにより、FTTHとセットで提供されるOABJ-IP電話におけるNTT東西のシェアが上昇する可能性がある</p>

考えられる。

【意見】

O A B J - I P電話とF T T Hサービスのセット提供だけでなく、インターネット接続サービス（O C N w i t h フレッツ）やコンテンツ（フレッツ・テレビ）といった上位レイヤーサービスもセットで提供されており、複数市場において市場支配力を有するN T Tグループの市場支配力が垂直方向のレバレッジによって、更に強化される可能性があると考えられます。

市場環境が変化している状況において、固定電話市場からF T T H市場への水平方向のレバレッジだけでなく、インターネット接続サービスやコンテンツといった上位レイヤーへの垂直方向のレバレッジがあると考えられるため、こうしたレバレッジについて詳細に分析すべきと考えます。

インターネット 接続領域	5 3	<p>【総務省案】</p> <p>また、F T T Hサービスは、O A B J－I P電話とのセット提供が行われているなど、固定電話市場と密接に関連する形で、普及が進んでいる面があるため、固定電話市場における市場支配力を梃子としたN T T東西によるF T T H市場における影響力の拡大等についても引き続き注視すべきである。</p> <p>さらに、1 0年2月、N T T西が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令を受けたところであり、現行の競争ルールの遵守の状況に関しては、更なる注視が必要である。</p> <p>加えて、N T T東西によるN G Nを利用したサービス「フレッツ 光ネクスト」の普及がF T T H市場に与える影響について注視することが必要である。今後、インターネット接続とO A B J－I P電話のセット販売、更には映像サービスを加えた「トリプルプレイサービス」に対する需要動向によっては、F T T H市場動向に大きく影響する可能性があり、今後注目する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>F T T H市場におけるN T T東・西のシェアは7 4. 4%（2 0 1 0年3月時点）と非常に高いシェアを有している状況になっています。これは、N T T東・西が高いシェアを有する加入電話からO A B J－I P電話へのマイグレーションが進展する中で、加入電話の顧客情報を利用でき、加えて、他社情報についても閲覧し得る立場にあるN T T東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果であると言えます。</p> <p>それに加え、N T T東・西のN G Nは同社が独占して持つ加入光アクセス回線部分と一体となって提供されていることから、N G Nと一体となった加入光アクセス回線部分を保有するN T T東・西の市場支配力が上位レイヤーにまで行使される懸念があります。</p> <p>具体的には、N T T東・西によるF T T Hサービスにおける「フレッツ・テレビ」等の上位レイヤーサービスの提供は、垂直方向のレバレッジが行使されていると考えられるため、競争評価アドバイザリーボードでご指摘があったように水平方向のレバレッジだけでなく垂直方向のレバレッジについて分析する必要があると考えます。</p>
	6 4	<p>【総務省案】</p> <p>1 0年6月、J：COM、住友商事、K D D Iによる業務提携の検討に関する覚書が締結され、その中でJ：COMとK D D Iの子会社であるJ C Nとの資本関係の構築を含め両社におけるケーブルテレビ事業に関するシナジーの実現に向けて検討することとされており、これらの動きによるケーブルインターネット市場への影響については、今後注視が必要である。</p>

		<p>【意見】</p> <p>業務提携の事例は本件以外にも多数存在しますが、これらについては、提携したことによる効果や影響が具体的に明らかになった時点で注視ないし分析の対象とすべきか否かを検討することが一般的であると考えます。本件は、業務提携の検討に関する覚書を締結した段階に過ぎないのにもかかわらず、客観的・中立的な立場で市場分析を行う競争評価において、具体的な検証をしないまま、今後ケーブルインターネット市場に影響があるという前提の記述をすることは、今後のビジネス展開を萎縮させかねないと考えます。このため、本評価に取り上げることは適切ではないことから、当該箇所の削除を要望します。</p>
<p>戦略的評価 (モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析)</p>	<p>7</p>	<p>【総務省案】</p> <p>1) AHP分析の手順</p> <p>①アンケート調査による重要度の一対比較</p> <p>携帯電話、ADSL及びFTTHの各市場において、競争政策のほか、普及の要因と考えられる項目を階層的に取り上げ、各階層の各項目について重要度の一対比較を行う。一対比較のための調査は、各市場における主要事業者に対して行った。調査項目については、図表VI-3のとおりである。</p> <p>【意見】</p> <p>電気通信事業は技術革新が非常に早く、市場環境が常に激しく変化してきています。こうした環境の中で、制度・政策が適切な時期に導入されたか否かによって、各要因に対する重要度には大きな違いが生じるものと考えます。加えて、各要因同士には因果関係や相関関係が存在することから、各要因の重要度を検証する上ではサービスが市場に投入されてから現在に至るまでの時間軸を考慮した経時的な調査、分析が必要であると考えます。</p>

13

【総務省案】

次に、AHP分析により競争政策及びその他の項目の相対的重要度を算定し、競争政策の直接効果を求める。AHP分析に当たっては、携帯電話市場及びADSL市場における調査と同様2010年3月に、主要事業者7者に対しヒアリング及びアンケート調査を行い、各項目について重要度を一対比較の形で回答してもらった。ヒアリング及びアンケート調査では7者すべてから回答を得た。各回答から計算した重要度について市場シェアで加重平均することで、FTTH市場における総合的な重要度として算定した。

分析結果は、図表VI-6のとおりとなった。

【図表VI-6 FTTH市場における重要度】

競争政策	0.0986	アンバンドルルールの整備	0.0253
		コロケーションルールの整備	0.0230
		線路敷設基盤の開放	0.0223
		接続料の低廉化	0.0281
事業者間競争	0.4883		
環境及び技術	0.4131		

【意見】

FTTHの普及の要因として、事業者間競争の寄与度が48.8%と最も高い結果となっています。過去、中継電話、ADSL、携帯電話等の各種通信サービスは、事業者間競争の中で、料金の低廉化や高速化といった利用者の利便性の向上が図られて普及につながったと考えます。

FTTH市場においても、立ち上がり時期においては各事業者間の競争が機能し、料金の低廉化やサービスメニューの多様化等、利用者の利便性の追求が図られた結果、普及が進んだと考えます。しかし、現在、FTTH全体の加入者数が増加傾向にあるものの、NTT東・西のシェアは74.4%（2010年3月時点）と非常に高いシェアを有しており、引き続き上昇している状況です。

これは、NTT東・西が高いシェアを有する加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションが進展する中で、加入電話の顧客情報を利用できるという営業上優位な立場にあるNTT東・西の市場支配力が、固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジによって行使された結果であり、立ち上がり時期と比較して事業者間競争は遥かに減退しており、公正な競争が行われている状況とは言えないと考えます。

上述のようなレバレッジは、公正競争を阻害し、中長期的にはFTTHの普及を妨げる要因の1つとして考えられるため、加入電話市場におけるNTT東・西の市場支配力の行使の懸念を考慮する必要があると考えます。

